

## 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

### 斑鳩町地域包括支援センター

#### 1. 基本的な考え方

斑鳩町地域包括支援センター（以下「センター」という。）において感染症の予防及びまん延しないよう防止する体制を整備する。

#### 2. センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方における必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

#### 3. 感染症予防及びまん延防止のための体制

- （1）センターでは、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の責任者は管理者とする。
- （2）委員会の委員は、管理者およびセンター職員、その他管理者が必要と認める者とする。
- （3）委員会には、感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名置き、担当者は委員会を招集する。
- （4）委員会は、利用者の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に行い、検討結果を職員に対して周知する。
- （5）委員会は、次に掲げる事項について検討する。
  - ① 感染症の予防体制の確立に関すること
  - ② 指針・マニュアル作成に関すること
  - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
  - ④ 利用者の感染症等の既往の把握
  - ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
  - ⑥ 感染症発生時の対応と報告
  - ⑦ 感染症対策実施状況の把握と評価
  - ⑧ 感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施
- （6）委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を行う。
  - ① 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
  - ② 全職員を対象に、定期的に研修を年1回以上行う。
- （7）委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

#### 4. 平常時の対応

- (1) センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- (3) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族、主治医に知らせる。

## 5. 感染症や食中毒の発生の対応

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
  - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める。
  - ② 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。
  - ③ センター内に感染症と似た症状の職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
  - ④ センターがサービスを提供している他の利用者の健康状態も把握する。
- (2) 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
  - ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
  - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
  - ③ 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。
  - ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行うこと。
  - ⑤ 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び支援を受けること。
- (3) 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 管理者は次のような場合迅速に町の担当者に報告するとともに、保健所にも対応を相談する。

① 町の担当課への報告（報告が必要な場合）

（ア）同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

（イ）同一の感染症等の患者、またはそれが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

（ウ）上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

（報告する内容）

（ア）感染症等が疑われる利用者の人数

（イ）感染症等が疑われる症状

（ウ）上記利用者への対応状況等

② 保健所への届出医師が、感染症法、または食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診察した場合には、これらの報告に基づき、保健所等への届出を行う必要がある。

6. その他

（1）利用予定者が感染症の既往があっても、原則としてそれを理由にサービスの提供を拒否しないこととする。

（2）指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（3）指針は誰でも閲覧できるセンターに備え置くとともに、斑鳩町ホームページにも公開する。

付則

本指針は令和6年4月1日より施行する。